

津市農業後継者育成補助金交付要綱

平成31年3月29日津市訓第29号

改正 令和4年3月31日訓第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の農業の担い手を目指す農業後継者の確保及び育成を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業後継者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 農業への就業に適した健康状態であって、原則として交付の申請に係る年度の初日において50歳以下の者
- (2) 本市の区域内に住所を有し、かつ、本市の区域内において農業経営を営む農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者（認定農業者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者又は役員）の3親等以内の親族であって、事業を継承する意欲のある者

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「農業後継者育成補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関（以下「農業大学校等」という。）に在籍する農業後継者（以下「交付対象者」という。）に対し、農業大学校等における1年間の授業料に相当する額（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、同一の交付対象者につき1回に限りこれを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の公的機関から交付対象経費に係る補助金の交付を受け、又は受ける予定である者については、その年度に限り、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が59,000円を超えるときは、59,000円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の4月末日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 農業大学校等に在学していることが分かる書類の写し
- (2) 農業大学校等において専攻する課程等が分かる書類の写し

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、当該年度の課程を修了したことが分かるものを添えてこれを行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第44号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。